

## 社会保障関連（年金・医療）に関する特記事項

### 1.健康保険・高額療養費の患者負担が変わりました。（平成27年1月より）

70歳未満の所得区分が3区分から5区分に細分化されました。これにより所得水準の高い世帯の負担率は増えますが、一部の中間層では負担率が軽減されています。

### 2.年金額改定に初めてマクロ経済スライドが発動される予定です。（平成27年4月）

これまでのデフレ時に公的年金の水準引き下げを怠ったために、年金の支給額が「特例水準」となっていました。平成26年10月、平成26年4月に計2%、そしてこの平成27年4月に0.5%の引き下げを行い、その差は解消されます。（つまり「特例水準」から「本来水準」に戻ります。）

これを受け、2004年法改正で導入されたマクロ経済スライドが今年初めて発動される予定です。このマクロ経済スライドとは被保険者数の減少分と平均余命の伸び率を、毎年度の年金額から差し引いて給付水準を調整するしくみです。つまり今後は年金の支給額が実質的に目減りする状況となっていきます。

### 3.被用者年金一元化で共済年金が厚生年金になります。（平成27年10月）

一元化によって、厚生年金と同一保険料・同一給付のしくみとなります。共済年金の職域部分は廃止されますが、退職年金が代わりに創設されます。

### 4.年金関連法の一部延期

消費税率10%実施が平成27年10月から平成29年4月に延期されたことに伴い、①受給資格期間を25年から10年に短縮する、②年金生活者支援給付金の支給、の実施が延期されました。